

各戦略の19年度実施計画及び20年度実施方針

項目	19年度の実施計画	20年度の実施方針
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品加工業者への金融等支援、食品小売業者的人材育成、事業の共同化の推進、ブランド化、オリジナル商品の開発等を支援。 ○ 農業への企業参入、林業・漁業就業のための技術習得等を支援。 ○ 業種に特化したベンチャー企業育成のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・(医薬品・医療機器分野)革新的創薬や医療機器の実用化段階の研究開発を支援。 ・(情報通信分野)ベンチャー企業育成のための情報提供を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品加工業者への金融等支援、食品小売業者的人材育成、事業の共同化の推進、ブランド化、オリジナル商品の開発等を支援。 ○ 農業への企業参入、林業・漁業就業のための技術習得等を支援。
(3)最低賃金制度の充実		
①最低賃金の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低賃金履行確保のための全国一斉監督の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低賃金について、6月に全国一斉に、問題が多い業種を重点として、労働基準監督署が監督を実施する。 ○ 最低賃金の国民への広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低賃金の遵守に関し、6月に集中的に周知広報を実施する。(政府広報の実施、懸垂幕、ポスター、リーフレットの活用等) ・ 最低賃金額の改定に合わせて改定最低賃金額についての周知広報を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低賃金履行確保のための監督 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低賃金について、引き続き労働基準監督署が監督を実施する。 ○ 最低賃金の国民への広報の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低賃金の遵守に関し、19年度同様周知広報を実施する。(政府広報の実施等) ・ 最低賃金額の改定に合わせて改定最低賃金額についての周知広報を実施する。
②最低賃金法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低賃金法の一部を改正する法律案について、国会において審議中。 	
③最低賃金引上げに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当会議において、中小企業における生産性の向上と最低賃金の引上げの基本方針について検討を進め、政労使の合意形成を図り、当該合意を踏まえ、最低賃金の中長期的な引上げに関して、産業政策と雇用政策の一体運用を図る。 	